

議案第 1 1 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 2 7 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

財産の取扱い

南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、三島郡三島町、古志郡山古志村及び刈羽郡小国町の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて長岡市に引き継ぐものとする。

財産に関する基本的な項目

公有財産

1 土地

(1) 行政財産

公用財産（本庁舎、消防施設、その他） 公共用財産（学校、
公営住宅、公園、その他） 山林

(2) 普通財産

山林 その他

2 建物

(1) 行政財産

公用財産（本庁舎、消防施設、その他） 公共用財産（学校、
公営住宅、公園、その他）

(2) 普通財産

3 物権

地上権

4 有価証券

株券

5 出資による権利

(1) 出資金

(2) 出捐金

物品

自動車、自動車を除く物品

債権

下水道事業受益者負担金、個人市民・町民税特別徴収賦課金等

基金

土地開発基金、財政調整基金、減債基金、国民健康保険給付準備基金等

財産区

地方債、企業債残高

普通会計分、企業会計等分（水道事業、下水道事業、ガス事業等）

債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

